

# 法制度に関するQ&A

# 1. 物流効率化法質疑応答紹介

Q.荷待ち・荷役時間について

## 1. 物流効率化法 質疑応答 ①-1

Q1-1.国の目標は、「2028年度までに1運行当たりの荷待ち・荷役時間を2時間以内とする」と理解しているが、この場合の「2028年度まで」とは、2029年3月末までを指すとの認識で問題ないか。

A.ご認識のとおりです。

# 1. 物流効率化法 質疑応答 ①-1

## 《参考》

### ●目標 1

トラックドライバー1人当たり  
年間125時間の拘束時間の短縮

\* 1運行の荷待ち時間・荷役等時間を2時間以内、  
1回の受渡しごとの荷待ち時間・荷役等時間を1時間以内

### ●目標2

全体の車両で積載効率44%に増加

\* 5割の車両で積載効率50%を実現

## 1. 物流効率化法 質疑応答 ①-2

### Q1-2.積載率向上と荷役時間削減が相反する内容だが、どちらを優先して取り組むべきか指針はあるか。

A.物流効率化法の基本方針では、荷待ち・荷役等時間の短縮及び積載率の向上の双方を、トラックドライバーの運送・荷役等の効率化を図るための重要な目標として位置付けています。

どのように荷待ち・荷役時間の短縮や積載効率の向上を行うか、どの物流課題からアプローチを行うかを検討を進めていただきたいと考えます。

## 1. 物流効率化法 質疑応答 ①-3

### Q1-3. 寄託倉庫も荷主としての荷待ち時間等の管理対象施設となるのか。

A. 荷役等時間は次に掲げる施設におけるものとされています。

#### ① 当該荷主が管理する施設

（荷主が所有又は賃借する施設をいう。3 P L を含む物流事業者にその施設の運営等を委託しているものを含む。）

#### ② 当該荷主との間で当該貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設

寄託倉庫も、寄託者が荷主として荷待ち時間等の短縮に努めるべき対象施設に含まれます（同時に倉庫業者にも当該倉庫における荷待ち時間等短縮の努力義務が課せられています）。また、荷主が寄託倉庫において受渡しを行う貨物も、荷主としての取扱貨物重量に算定されます。

# 1. 物流効率化法質疑応答紹介

Q.特定事業者について

## 1. 物流効率化法 質疑応答 ②-1

Q2-1.本年4月に特定事業者の申請を行い、指定通知を受領したが、そこには指定に対して”この処分に対して異議のある場合云々”とある。特定荷主の指定は”処分”なのか。

A.特定事業者は、中長期的な計画の作成、物流統括管理者の選任及び定期の報告に係る義務を負うこととなります。したがって、特定事業者の指定行為は、特定事業者を名宛人として、直接義務を課す不利益処分に該当します。

## Q2-2.特定事業者の届出後の審査状況、指定通知の流れはどうなっているのか。また届出件数や指定状況はどの程度なのか。

A.特定事業者の届出があり次第、担当省庁にて審査を行い、審査完了次第通知をさせていただきます。  
また、7月29日時点で、荷主は約3,300者、トラック事業者は約900者、倉庫事業者は約60者から特定事業者の届出がございました。7月29日時点で、荷主は約3,100者、トラック事業者は約770者、倉庫事業者は約60者に指定を行っております。

## 1. 物流効率化法 質疑応答 ②-3

Q2-3.特定事業者として指定するための届出をしていない事業者が現在行うべき必要な対応について教えてください。

A.届出をしていない事業者につきましても、特定荷主の該当性を確認された上で、特定荷主であることが分かり次第、速やかに届出を行ってください。

**Q.書面交付時の運賃と料金区分の記載について**

## 2. 改正トラック法 質疑応答 ①

**Q1. 運送契約締結時の交付書面には、運賃、荷役作業、附帯業務等の料金を分けて記載する必要がありますか。**

A. 運賃と、荷役作業・附帯業務等の料金は、原則として区分して記載する必要があります。

積込み・取卸し、待機、検品、仕分け等を依頼する場合は、その内容と対価を明確にし、運賃とは別建てで書面に記載してください。また、待機時間料等が発生する場合も、その取扱いを明確にしてください。

Q.宅配便利用時の書面交付について

**Q2.事業者が宅配便を利用する場合、送り状のほかに、別途「運送申込書」を作成する必要がありますか。**

A.事業者が自らの事業に関して宅配便を利用する場合も、貨物自動車運送事業法に基づく書面交付義務の対象となります。

ただし、書面の名称や様式は問われないため、送り状等に法定事項が記載され、法令上必要な方法で交付されていれば、別途、運送申込書を作成する必要はありません。

**Q.特積み輸送における荷役作業の対価について**

### Q3.特積み輸送で荷役作業を継続的に委託する場合、 運送の都度、その対価を記載する必要がありますか。

A.荷役作業を委託する場合は、その内容と対価を双方で協議し、書面で明確にする必要があります。  
同一の条件で継続的に委託する場合は、基本契約書、覚書、料金表等に荷役作業の内容、対価又は算定方法を定め、個々の運送依頼と明確に関連付けることにより、運送の都度、対価を記載し直さなくても差し支えありません。

**Q.物流子会社と再委託の請負階層等について**

**Q4.メーカーが物流子会社（貨物利用運送事業者）に運送を委託する場合、請負階層はどのように数えますか。また、二次請けまでとする努力義務は、親子会社間でも同様ですか。**

A.メーカーの物流子会社が貨物利用運送事業者である場合において、当該物流子会社に運送を委託するときは、当該メーカーを真荷主、当該物流子会社を元請事業者として取り扱います。そして、物流子会社の委託先が一次請け、一次請けの委託先が二次請けとなります。物流子会社がメーカーの物流業務全般を担っている場合や、両社に資本関係がある場合でも、この考え方は変わりません。

# 2. 改正トラック法 質疑応答 ④

## ➤ (R8.4.1施行) トラック法における真荷主の範囲の改正

トラック法の「真荷主」の定義が変更されました。具体的には、真荷主の範囲から、貨物自動車運送事業者に加えて、貨物利用運送事業者も除外されました。

